

政策体系	政策No.	2	政策名	くらし(みどりあふれる快適で暮らし続けたいまちづくり)	施策幹事課	環境衛生課			
	施策No.	1	施策名	人と自然が共生し快適で良好な生活環境の形成	施策幹事課長名	楠元 聡			
施策関係課名		環境衛生課、地域政策課、市民活動推進課、林務水産課							
1 基本計画期間(2018年度~2022年度)における施策の方針 環境学習・環境保全活動を積極的に推進し、市民や事業者の環境保全意識の向上を図るとともに、市民や事業者等と協働して自然環境の保全や形成に取り組むことで、山、川、海など多彩で豊かな自然環境を次世代に引き継いでいきます。									
2 施策の成果把握									
① 成果指標 (意図の達成度を表す指標)			◎目標達成(100%以上) △目標を未達成(100%未満)					目標達成の方向性	
			単位	区分	2018年度	2019年度	2020年度		2021年度
A	自然環境が保全されていると感じる市民の割合	%	成り行き値	71.4	71.4	71.4	71.4	71.4	更なる増加を目指します
			目標値	74.0	76.0	78.0	79.0	80.0	
			実績値						
			達成率						
			結果						
B	生活環境が向上していると感じる市民の割合	%	成り行き値	26.8	26.8	26.8	26.8	26.8	更なる増加を目指します
			目標値	40.0	42.0	44.0	46.0	48.0	
			実績値						
			達成率						
			結果						
C	1~15年生(3歳級以下)の森林面積	ha	成り行き値	380.0	375.0	370.0	365.0	360.0	更なる増加を目指します
			目標値	405.0	425.0	445.0	465.0	485.0	
			実績値	986.9					
			達成率	244%					
			結果	◎					
D	環境基準達成率	%	成り行き値	74.1	74.1	74.1	74.1	74.1	更なる増加を目指します
			目標値	76.1	77.1	78.1	79.1	80.0	
			実績値	76.2					
			達成率	100%					
			結果	◎					
E	海域の環境基準(COD)達成地点数	地点	成り行き値	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	更なる増加を目指します
			目標値	3.0	3.0	3.0	3.0	4.0	
			実績値	3.0					
			達成率	100%					
			結果	◎					
② 成果指標の測定方法 (実際にどのように実績を把握するか)				③ 2022年度の目標値設定の考え方					
A 自然環境が保全されていると感じている市民の割合 ※市民意識調査				A 市民意識調査(平成20年度)によると80.3%になっていたが、過去5年間の調査ではすべて80%を下回るとともに、平成29年度には71.4%にまで低下している。自然保護に関する各種取組を充実することで、平成20年度と同程度の80%の成果達成を目指す。					
B 生活環境が向上していると感じる市民の割合 ※市民意識調査				B 市民意識調査(平成24年度)によると38.1%となっていたが、平成29年度には26.8%にまで低下している。アダプト(里親)制度をはじめ、市民や市民団体等との協働による取組を更に充実することにより、平成24年度より10%の成果向上を目指し、48%を目標値とする。					
C 1~15年生(3歳級以下)の森林面積 ※始良・伊佐地域振興局からのデータ提供(8月頃)。				C 民有林においては、適正な森林管理を推進するため、伐採後の再造林を推進するとともに、森林所有者の負担軽減のため、再造林や下刈への支援を行い、市有林においては、市有林の資源の循環利用、再造林の低コスト化の促進を図るため、伐採、再造林の一貫作業に取り組むことで、485haを目標値とする。					
D 環境基準達成率 ※環境基本法第16条の規定に基づき人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準として環境省が告示している物質で県が継続して霧島市内で観測している9つの大気物質の調査項目(9項目)。そして、市で毎年度市内61箇所の河川で実施している水質観測のうち5つの物質に係る調査項目(61箇所×5項目=305項目)。この2分野の合計項目(9項目+305項目=314項目)のうち、基準を達成した項目が占める割合(%)で把握する。				D 「環境基準達成率」のうち、河川の水質については61地点ごとに5項目の環境指標について測定しているが、そのうち大腸菌に関しては測定基準を変更したため、環境基準の達成が非常に困難となっている。また、「環境基準達成率」のうち、大気については1地点で10項目の測定が行われているが、そのうち光化学オキシダントは中国大陸からの飛来物質の影響により、ここ数年環境基準を達成したことがない。これらのことから、水質61地点については5項目のうち4項目の基準達成(244項目/305項目)を、大気1地点については10項目のうち9項目の基準達成(9項目/10項目)を目指し、80%(253項目/315項目)を目標値とする。					
E 海域の環境基準(COD)達成地点数 ※県・市が実施する測定調査の結果から、海域の水質汚濁の指標であるCODの基準達成状況を把握する。				E 錦江湾で測定している4地点で環境基準を達成することを目指す。					

3 基本計画期間で解決すべき施策の課題(総合計画より)

2012(平成24)年に、霧島山に加えて、神造島、若尊鼻などの錦江湾奥の海域も含めた「霧島錦江湾国立公園」が誕生し、自然環境に対する関心が高まっている一方で、市街地開発や排水による河川・海の汚濁などの進行により、自然環境が損なわれるおそれがあり、併せて、本市に生息・生育する絶滅危惧種のクロツラヘラサギや国指定天然記念物のノコドウをはじめ、様々な野生生物の多様性を保全していくことも課題となっています。

また、本市は、概ね良好な生活環境を維持していますが、今後も快適で健全な生活を営むために、自動車や工場等の排ガス対策、事業場の騒音・振動防止対策及び水資源の保全や適正利用をはじめとする健全な水環境の保全対策を推進していく必要があります。

これらの環境問題に対する関心や意識の向上を図るため、これまで、市やNPO等による環境講座、植林活動のほか、錦江湾クリーンアップ作戦やふれあいボランティアの日を中心とした市民による清掃活動などに取り組んできており、今後も市民一人ひとりが、人と環境との関わりについて理解を深め、環境に配慮した生活や行動をとることが求められます。

4 施策の現状

①2018年度施策の取組方針

- 出前講座や環境学習等を通して市民の自然保護意識の向上を図る。
- 「緑の少年団」活動を支援することにより、「緑を愛し」「緑を守る」活動を通じて、自然を大切にすることの育成を図る。
- 造林補助事業等を活用した森林整備を推進するため、間伐、造林、下刈等の施策に対し市費の上乗せ助成を行い、森林所有者の施策意欲の向上、自然環境の保全を図る。
- 大気・悪臭・騒音・振動に関する相談が寄せられたときは、迅速な実態把握に努めるとともに、関係者や関係機関と連携して、問題解決に取り組む。
- 制度の周知を図るなど、より一層の合併処理浄化槽への転換を促進する。
- 公共用水域において継続的な水質の調査・監視を行い、水質保全に関する施策の推進に活用する。
- 生物多様性を保全するため、生物多様性に関する市民意識の向上など、霧島市生物多様性推進プランに掲げた各種施策について取組を進める。
- 環境美化・河川景観保全推進員による環境美化推進活動や環境美化モデル地区の指定により環境保全意識の向上を図る。
- 持続的な森林環境を形成し、維持・管理していくため、小中学校等の児童生徒に対し、「植えて、育てて、使う」といった循環する森林・林業の重要性や地域での林業の役割に関する学習、体験活動を行うことで、林業の大切さや森林を守り育てる意識を醸成する。

②2018年度の取組方針の達成状況

- 出前講座やバードウォッチング等の環境学習会を通して自然保護の重要性等について意識向上が図られた。
- 「緑の少年団」活動を支援することにより、「緑を愛し」「緑を守る」活動を通じて、自然を大切にすることの育成を図った。
- 造林補助事業等や森林環境税関係事業を活用した森林整備を推進するため、間伐、造林、下刈等の施策に対し市費の上乗せ助成を行い、森林所有者の施策意欲の向上、自然環境の保全を図った。
- 市全体で大気・悪臭・騒音・振動に関する相談が34件寄せられ、迅速な実態把握をし問題解決に向け取組を行ったが、相談者が納得する結果に至らなかったものがあつた。
- 単独処理浄化槽又は汲み取り便槽から156基が合併処理浄化槽に転換された。
- 河川等61箇所年2回の水質調査を実施したほか、31事業場(39地点)の排水についても調査し、長期的水質変化の把握及び事業場排水指導のデータとして活用した。
- 生物多様性の保全に関する出前講座や環境学習会を開催し、市民意識の向上に取り組んだ。
- 70名の環境美化・河川景観保全推進員による環境美化活動や6つの地区自治公民館の環境美化モデル地区指定による美化活動を通して、地域の環境美化と環境保全意識の向上が図られた。
- 中福良小学校の児童を対象に、新川溪谷の散策や植林体験などを実施した。また、竹子小学校の3年生から6年生児童を対象に、高齢級優良林や、高性能林業機械を使用した間伐現場の見学などの森林環境教育を実施した。

5 2019年度施策の取組方針

- 自然保護意識の向上に繋がる環境学習等を実施する。
- 「緑の少年団」活動を支援することにより、「緑を愛し」「緑を守る」活動を通じて、自然を大切にすることの育成を図る。
- 造林補助事業等を活用した森林整備を推進するため、間伐、造林、下刈等の施策に対し市費の上乗せ助成を行い、森林所有者の施策意欲の向上、自然環境の保全を図る。
- 大気・悪臭・騒音・振動に関する相談が寄せられたときは、迅速な実態把握に努めるとともに、関係者や関係機関と連携して、問題解決に取り組む。
- 制度の周知方法を検討するなど、より一層の合併処理浄化槽への転換を促進する。また、国が2019年度から新たに宅内配管工事に対する補助を開始したことから、本市においても、他市の動向を注視しながら補助制度の導入について検討を進める。
- 公共用水域において継続的な水質の調査・監視を行い、水質保全に関する施策の推進に活用する。
- 出前講座や環境学習会を開催し、霧島市生物多様性推進プランの重点施策の一つである生物多様性の保全に関する市民の意識向上を図る。
- 環境美化・河川景観保全推進員による環境美化推進活動や環境美化モデル地区の指定による活動を通して環境保全意識の向上を図る。
- 持続的な森林環境を形成し、維持・管理していくため、小中学校等の児童生徒に対し、「植えて、育てて、使う」といった循環する森林・林業の重要性や地域での林業の役割に関する学習、体験活動を行うことで、林業の大切さや森林を守り育てる意識を醸成する。

6 2020年度施策の取組方針

- 自然保護意識の向上に繋がる環境学習等を実施する。
- 「緑の少年団」活動を支援することにより、「緑を愛し」「緑を守る」活動を通じて、自然を大切にすることの育成を図る。
- 造林補助事業等を活用した森林整備を推進するため、間伐、造林、下刈等の施策に対し市費の上乗せ助成を行い、森林所有者の施策意欲の向上、自然環境の保全を図る。
- 大気・悪臭・騒音・振動に関する相談が寄せられたときは、迅速な実態把握に努めるとともに、関係者や関係機関と連携して、問題解決に取り組む。
- 制度の周知を図り、合併処理浄化槽への転換をさらに促進する。
- 公共用水域において継続的な水質の調査・監視を行い、水質保全に関する施策の推進に活用する。
- 出前講座や環境学習会を開催し、霧島市生物多様性推進プランの重点施策の一つである生物多様性の保全に関する市民の意識向上を図る。
- 環境美化・河川景観保全推進員による環境美化推進活動や環境美化モデル地区の指定による活動を通して環境保全意識の向上を図る。
- 持続的な森林環境を形成し、維持・管理していくため、小中学校等の児童生徒に対し、「植えて、育てて、使う」といった循環する森林・林業の重要性や地域での林業の役割に関する学習、体験活動を行うことで、林業の大切さや森林を守り育てる意識を醸成する。

政策体系	政策No.	2	基本事業名	自然環境の保全	基本事業 主担当課	環境衛生課
	施策No.	1				
	基本事業No.	1				

1 基本事業の目的、取組方針(総合計画より)

森林が持つ水源かん養、二酸化炭素の吸収・固定、土砂災害の防止などの多面的な機能を維持・増進するため、森林を適切に管理するとともに、霧島市天降川等河川環境保全条例や関係法令等に基づき、錦江湾や河川等の水辺の自然を保全します。
また、各種事業の実施に当たっては、計画段階において、自然環境に与える影響を予測・回避し、自然環境の保全に努めます。
さらに、自然保護に関する各種行事や環境学習等を通して、市民や事業者の自然保護意識の向上を図ります。

2 基本事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどのように変化しているか、更に今後どう変化するか?

- 市街地開発や所有者等の高齢化による森林・農地の荒廃、メガソーラー等の大規模な開発により自然環境が損なわれることが懸念される。
- 第一次霧島市環境基本計画を継承することを基本とし、平成30年3月に第二次霧島市環境基本計画を策定した。
- 本市の目指す環境像「人と環境が共生するまち霧島 ～豊かな自然と住みよい環境を次世代へ～」を達成し、良好な環境を将来の世代に引き継いでいくためには、市民、事業者、行政が一体となった取組が必要である。
- 市内景勝地等の公益的機能の高い松林について、松くい虫被害は毎年のように発生しているため、薬剤の樹幹注入や特別伐倒駆除(被害木を伐倒し、破碎・焼却)を行い、松くい虫による被害防止を図る必要がある。
- 緑の少年団は、2018年度現在4団あるが、小学校の児童数自体が減少しているため、保護者の負担が増加しており、活動への支援がより重要となってくる。
- 民有林においては、収穫期を迎えた森林の皆伐が増加する中で再生率は低迷しており、また、長期的な木材価格の下落により森林所有者の施業意欲が低下している状況である。
- 市有林においては、民有林と同様に収穫期を迎えつつあり、適正に間伐、造林、下刈等を実施するとともに、作業路等の整備を進める必要がある。

3 2018年度基本事業の取組方針

- 10万本植林プロジェクトにより地域本来の植生による森林づくりを進める。また、プロジェクトへの参加や児童自ら育てた苗を植林する取組などを通して自然環境の保全に関する意識高揚を図る。
- 出前講座や環境学習等を通して市民の自然保護意識の向上を図る。
- 景勝地等の公益的機能の高い松林について、計画的に松の樹幹注入や、松くい虫による被害木の伐倒・破碎・焼却を行うことで、被害拡大防止を図る。
- 「緑の少年団」活動を支援することにより、「緑を愛し」「緑を守る」活動を通じて、自然を大切にすることの育成を図る。
- 市有林の適正な管理を行うため、適切に間伐、造林、下刈等を実施するとともに、森林作業道等の整備を行う。
- 造林補助事業等を活用した森林整備を推進するため、間伐、造林、下刈等の施業に対し市費の上乗せ助成を行い、森林所有者の施業意欲の向上、自然環境の保全を図る。
- 持続的な森林環境を形成し、維持・管理していくため、小中学校等の児童生徒に対し、「植えて、育てて、使う」といった循環する森林・林業の重要性や地域での林業の役割に関する学習、体験活動を行うことで、林業の大切さや森林を守り育てる意識を醸成する。

4 2018年度の取組達成状況

- 10万本植林プロジェクトにおいて、500名の市民が参加し、5,170本の樹木を植林した。また、平成27年度から開始した植林用の苗を小学校で育てる取組については、安良小学校の児童16名が自分たちで育てた苗を植林し森の大切さについて学習するなど、自然環境の保全に関する意識高揚が図られた。
- 出前講座(6回)やバードウォッチング等の環境学習会(2回)を通して自然保護の重要性等について意識向上が図られた。
- 市内景勝地等の松林について、167本の松に薬剤の樹幹注入を行い、松くい虫被害の防止に努めた。霧島地区においては、松くい虫による被害木50㎡を伐倒し、破碎・焼却することにより、被害の拡大を防止した。
- 「緑の少年団」活動を支援することにより、「緑を愛し」「緑を守る」活動を通じて、自然を大切にすることの育成を図った。
- 市有林を適切に管理するため、間伐(36.22ha)、森林作業道の開設(6,700m)、下刈(13.15ha)、皆伐・再造林の一貫作業(1.77ha)を実施した。
- 造林補助事業等や森林環境税関係事業を活用した森林整備を推進するため、間伐、造林、下刈等の施業に対し市費の上乗せ助成を行い、森林所有者の施業意欲の向上、自然環境の保全を図った。
- 中福良小学校の児童を対象に、新川溪谷の散策や植林体験などを実施した。また、竹子小学校の3年生から6年生児童を対象に、高齢級優良林や、高性能林業機械を使用した間伐現場の見学などの森林環境教育を実施した。

5 2019年度基本事業の取組方針

- 10万本植林プロジェクトにより地域本来の植生による森林づくりを進めるとともに、2020年度で本事業の計画期間が終了することから、この活動を通して得られた成果を2021年度以降にどのような形で繋いでいくのか検討を進める。
- 自然保護意識の向上に繋がる環境学習等を実施する。
- 景勝地等の公益的機能の高い松林について、計画的に松の樹幹注入や、松くい虫による被害木の伐倒・破碎・焼却を行うことで、被害拡大防止を図る。
- 「緑の少年団」活動を支援することにより、「緑を愛し」「緑を守る」活動を通じて、自然を大切にすることの育成を図る。
- 市有林の適正な管理を行うため、適切に間伐、造林、下刈等を実施するとともに、森林作業道等の整備を行う。
- 造林補助事業等を活用した森林整備を推進するため、間伐、造林、下刈等の施業に対し市費の上乗せ助成を行い、森林所有者の施業意欲の向上、自然環境の保全を図る。
- 持続的な森林環境を形成し、維持・管理していくため、小中学校等の児童生徒に対し、「植えて、育てて、使う」といった循環する森林・林業の重要性や地域での林業の役割に関する学習、体験活動を行うことで、林業の大切さや森林を守り育てる意識を醸成する。

6 2020年度基本事業の取組方針

- 10万本植林プロジェクトにより地域本来の植生による森林づくりを進めるとともに、2020年度で本事業の計画期間が終了することから、この活動を通して得られた成果を2021年度以降にどのような形で繋いでいくのか結論を出す。また、自然環境の保全に繋がる新たな事業導入について、検討を進める。
- 自然保護意識の向上に繋がる環境学習等を実施する。
- 景勝地等の公益的機能の高い松林について、計画的に松の樹幹注入や、松くい虫による被害木の伐倒・破碎・焼却を行うことで、被害拡大防止を図る。
- 「緑の少年団」活動を支援することにより、「緑を愛し」「緑を守る」活動を通じて、自然を大切にすることの育成を図る。
- 市有林の適正な管理を行うため、適切に間伐、造林、下刈等を実施するとともに、森林作業道等の整備を行う。
- 造林補助事業等を活用した森林整備を推進するため、間伐、造林、下刈等の施業に対し市費の上乗せ助成を行い、森林所有者の施業意欲の向上、自然環境の保全を図る。
- 持続的な森林環境を形成し、維持・管理していくため、小中学校等の児童生徒に対し、「植えて、育てて、使う」といった循環する森林・林業の重要性や地域での林業の役割に関する学習、体験活動を行うことで、林業の大切さや森林を守り育てる意識を醸成する。

政策体系	政策No.	2	基本事業名	大気・音環境の保全	基本事業 主担当課	環境衛生課
	施策No.	1				
	基本事業No.	2				

1 基本事業の目的、取組方針（総合計画より）

大気汚染物質や騒音の測定結果を的確に把握し、必要に応じ、関係機関へ改善要請を行うなどの保全対策を講じるとともに、工場や事業場から発生する悪臭・騒音・振動については、法令に基づき、規制基準の周知や適切な指導を行います。
また、大気・悪臭・騒音・振動に関する相談が寄せられた場合には、迅速な実態把握に努め、実情に応じて適切に対応します。
さらに、市が管理する焼却施設などの適正な維持管理に努め、大気汚染物質等の排出抑制を図ります。

2 基本事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどのように変化しているか、更に今後どう変化するか？

■大気については、県が実施している測定結果に基づき改善要請を行っている。
■騒音については、航空機騒音や自動車騒音は測定結果に基づき関係機関へ要請を行っている。工場・事業場等から発生する騒音については、法令に基づき、規制基準の周知を行っているほか、苦情に対する適切な指導を行っている。
■自動車騒音は概ね5年に1度測定する。本市は2015年度に測定したため、次回は2020年度に実施予定。
■臭気の規制方法については、2015年10月に、特定悪臭物質濃度規制による方法から、人間の嗅覚を用いての程度の判断する臭気指数規制による方法に変更し、規制対象を市内全域に広げた。

3 2018年度基本事業の取組方針

■大気汚染物質や航空機騒音については、県が実施する測定結果を的確に把握し必要な対策を講じる。
■大気・悪臭・騒音・振動に関する相談が寄せられたときは、迅速な実態把握に努めるとともに、関係者や関係機関と連携して、問題解決に取り組む。

4 2018年度の取組達成状況

■大気汚染物質は調査項目のうち光化学オキシダントとPM2.5が環境基準を達成できなかった。航空機騒音については、7つの調査地点すべてで環境基準を達成した。
■市全体で大気・悪臭・騒音・振動に関する相談が34件寄せられ、迅速な実態把握をし問題解決に向け取組を行ったが、相談者が納得する結果に至らなかったものがあつた。

5 2019年度基本事業の取組方針

■大気汚染物質や航空機騒音については、県が実施する測定結果を的確に把握し必要な対策を講じる。
■大気・悪臭・騒音・振動に関する相談が寄せられたときは、迅速な実態把握に努めるとともに、関係者や関係機関と連携して、問題解決に取り組む。

6 2020年度基本事業の取組方針

■大気汚染物質や航空機騒音については、県が実施する測定結果を的確に把握し必要な対策を講じる。また、2020年度は5年に1度の自動車騒音測定を行う。
■大気・悪臭・騒音・振動に関する相談が寄せられたときは、迅速な実態把握に努めるとともに、関係者や関係機関と連携して、問題解決に取り組む。

政策体系	政策No.	2	基本事業名	水環境の保全	基本事業 主担当課	環境衛生課
	施策No.	1				
	基本事業No.	3				

1 基本事業の目的、取組方針(総合計画より)

下水道整備や合併処理浄化槽の普及推進・適正管理など、地域の実情に応じた排水処理を推進するとともに、家庭で実践できる生活排水対策などの普及啓発に取り組みます。

また、水質汚濁防止法等に基づき、関係機関と連携し、工場・事業場の適正な排水処理を推進します。
さらに、霧島市水資源保全条例に基づき、水資源の適切な管理を実施します。

2 基本事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどのように変化しているか、更に今後どう変化するか?

- 平成30年3月に第二次霧島市環境基本計画、第二次霧島市生活排水対策推進計画を策定した。
- 平成29年度末時点の汚水処理人口普及率は、国、県の平均をいずれも下回っている。
- 外国資本等の森林買収による水資源の取水・枯渇等を防止するため、平成29年4月に霧島市水資源保全防止条例を制定した。

3 2018年度基本事業の取組方針

- 制度の周知を図るなど、より一層の合併処理浄化槽への転換を促進する。
- 出前講座や環境学習会等を通じて家庭でできる生活排水対策等について啓発を行う。
- 公共用水域において継続的な水質の調査・監視を行い、水質保全に関する施策の推進に活用する。

4 2018年度の取組達成状況

- 単独処理浄化槽又は汲み取り便槽から156基が合併処理浄化槽に転換された。
- 生活排水対策に関する出前講座(9回)や環境パネル展などを通じて家庭でできる生活排水対策や合併処理浄化槽のメリット等について啓発を行った。また、霧島市水産まつりの機会を活用し、水環境保全の重要性について普及を図った。
- 河川等61箇所で行った水質調査を実施したほか、31事業場(39地点)の排水についても調査し、長期的水質変化の把握及び事業場排水指導のデータとして活用した。

5 2019年度基本事業の取組方針

- 制度の周知方法を検討するなど、より一層の合併処理浄化槽への転換を促進する。また、国が2019年度から新たに宅内配管工事に対する補助を開始したことから、本市においても、他市の動向を注視しながら補助制度の導入について検討を進める。
- 出前講座や環境学習会等を通じて家庭でできる生活排水対策等について啓発を行う。
- 公共用水域において継続的な水質の調査・監視を行い、水質保全に関する施策の推進に活用する。

6 2020年度基本事業の取組方針

- 制度の周知を図り、合併処理浄化槽への転換をさらに促進する。
- 出前講座や環境学習会等を通じて家庭でできる生活排水対策等について啓発を行う。
- 公共用水域において継続的な水質の調査・監視を行い、水質保全に関する施策の推進に活用する。

政策体系	政策No.	2	基本事業名	生物多様性の保全	基本事業 主担当課	環境衛生課
	施策No.	1				
	基本事業No.	4				

1 基本事業の目的、取組方針(総合計画より)

文化財保護法などの関係法令等に基づき、天然記念物や希少な野生生物の保全を図るため、希少野生生物の生息・生育状況の把握に努めるとともに、有効な保全対策を推進します。
また、シカ等の有害鳥獣による生態系への影響を軽減するため、国や県と連携し、中山間地域における有害鳥獣の適正個体数の管理に努めるとともに、外来生物の適切な飼育や栽培方法を周知・啓発します。

2 基本事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどのように変化しているか、更に今後どう変化するか?

- 大規模開発や所有者等の高齢化による森林・農地の荒廃、外来生物の移入等による野生生物の生息・生息域の減少、消滅などが懸念される。
- 平成26年3月に霧島市生物多様性推進プランを策定した。
- 平成30年3月に第二次霧島市環境基本計画を策定した。
- 平成30年の台風による大雨の影響で、カワゴケソウの生息地に大量の土砂が流れ込み、多くのカワゴケソウが土砂に埋もれてしまった。

3 2018年度基本事業の取組方針

- 生物多様性を保全するため、生物多様性に関する市民意識の向上など、「霧島市生物多様性推進プラン」に掲げた各種施策について取組を進める。
- 国分中央高等学校と連携して、霧島山が原産地であるキリシマツツジの増殖及びキリシマツツジの保存や知名度の向上に取り組む。

4 2018年度の取組達成状況

- 生物多様性の保全に関する出前講座(6回)や環境学習(2回)を開催し、市民意識の向上に取り組んだ。
- 昨年に引き続き、国分中央高等学校の協力により、挿し木による増殖に取り組んだ。また、キリシマツツジ所有者の協力を得たオープンガーデンの開催及び写真展の開催により知名度向上を図った。

5 2019年度基本事業の取組方針

- 出前講座や環境学習会を開催し、霧島市生物多様性推進プランの重点施策の一つである生物多様性の保全に関する市民の意識向上を図る。
- カワゴケソウの保全については、有識者の助言をもらいながら保全に向けた取組内容について検討を進める。また、「霧島市生物多様性推進プラン」に掲げたその他の重点施策の取組についても検討を進める。
- キリシマツツジについては、所有者の協力を得たオープンガーデンや写真展を開催し知名度の向上を図る。

6 2020年度基本事業の取組方針

- 出前講座や環境学習会を開催し、霧島市生物多様性推進プランの重点施策の一つである生物多様性の保全に関する市民の意識向上を図る。
- 2019年度の検討結果に基づきカワゴケソウの保全活動を行うとともに、「霧島市生物多様性推進プラン」に掲げたその他の重点施策についても取組を進めていく。
- キリシマツツジについては、所有者の協力を得たオープンガーデンや写真展を開催し知名度の向上を図る。

政策体系	政策No.	2	基本事業名	環境保全意識の向上	基本事業 主担当課	環境衛生課
	施策No.	1				
	基本事業No.	5				

1 基本事業の目的、取組方針(総合計画より)

環境学習の事例集やプログラム等の作成を通じ、学校における環境学習の基盤を整備するとともに、霧島市環境美化・河川環境保全推進員等と連携し、環境問題に関する知識を持った人材(環境学習ボランティア)の発掘・育成に努め、社会教育や学校教育の場において積極的に活用します。

また、アダプト制度や環境イベントの開催等を通じて、NPO等の活動の場を提供するとともに、環境保全活動の内容を広く紹介することにより、市民の関心と理解を深めます。

2 基本事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどのように変化しているか、更に今後どう変化するか?

■経済発展や技術発展により快適で大変便利な生活になった一方で、大気汚染や水質汚濁などの公害問題から、地球温暖化をはじめとする地球環境問題に至るまで、様々な環境問題が生じている。

■平成30年3月に策定した第二次霧島市環境基本計画の中で、新たに環境保全に取り組む人づくりを重点施策に掲げ、具体的な取組事項の一つとして市民の環境保全意識の向上に取り組むこととしている。

■美化活動や環境について学習する機会として、アダプト制度や錦江湾クリーンアップ作戦などを行っている。

3 2018年度基本事業の取組方針

- 出前講座や環境学習を通して市民の環境保全意識の向上を図る。
- 河川や道路及び海岸の地域の美化活動に積極的に取り組む団体や事業者の活動に対して、アダプト制度にて支援を行う。
- 環境美化・河川景観保全推進員による環境美化推進活動や環境美化モデル地区の指定により環境保全意識の向上を図る。
- 錦江湾岸の市町全体で海岸清掃を実施することにより、錦江湾の豊かな自然環境を保全するとともに、市民の環境保全意識の高揚を図ることを目的に錦江湾クリーンアップ作戦を実施する。
- 持続的な森林環境を形成し、維持・管理していくため、小中学校等の児童生徒に対し、「植えて、育てて、使う」といった循環する森林・林業の重要性や地域での林業の役割に関する学習、体験活動を行うことで、林業の大切さや森林を守り育てる意識を醸成する。

4 2018年度の取組達成状況

- 各種出前講座(10回)や環境学習(4回)を通して市民の環境保全意識の向上に取り組んだ。
- 河川アダプト制度については138団体、道路アダプト制度については64団体に対して支援を行ったことで、地域美化活動が促進されるとともに環境保全意識の向上が図られた。
- 70名の環境美化・河川景観保全推進員による環境美化推進活動や6つの地区自治公民館の環境美化モデル地区指定による美化活動を通して、地域の環境美化と環境保全意識の向上が図られた。
- 国分下井海岸、小浜海岸、福山港周辺海岸で錦江湾クリーンアップ作戦を実施し、合計1,500人の市民・各種団体等が参加した。
- 中福良小学校の児童を対象に、新川溪谷の散策や植林体験などを実施した。また、竹子小学校の3年生から6年生児童を対象に、高齢級優良林や、高性能林業機械を使用した間伐現場の見学などの森林環境教育を実施した。

5 2019年度基本事業の取組方針

- 出前講座や環境学習を通して市民の環境保全意識の向上を図る。また、第二次霧島市環境基本計画に掲げた重点施策の取組(学校版環境ISOの導入)について検討を進める。
- 河川や道路及び海岸の地域の美化活動に積極的に取り組む団体や事業者の活動に対して、アダプト制度にて支援を行うことで、地域の環境保全と環境保全意識の向上を図る。
- 環境美化・河川景観保全推進員による環境美化推進活動や環境美化モデル地区の指定による活動を通して環境保全意識の向上を図る。
- 錦江湾岸の市町全体で海岸清掃を実施することにより、錦江湾の豊かな自然環境を保全するとともに、市民の環境保全意識の高揚を図ることを目的に錦江湾クリーンアップ作戦を実施する。
- 持続的な森林環境を形成し、維持・管理していくため、小中学校等の児童生徒に対し、「植えて、育てて、使う」といった循環する森林・林業の重要性や地域での林業の役割に関する学習、体験活動を行うことで、林業の大切さや森林を守り育てる意識を醸成する。

6 2020年度基本事業の取組方針

- 出前講座や環境学習を通して市民の環境保全意識の向上を図る。また、学校版環境ISOの導入について、2019年度の検討結果を踏まえ、実施時期や実施方法など具体的な取組内容について検討を行う。
- 河川や道路及び海岸の地域の美化活動に積極的に取り組む団体や事業者の活動に対して、アダプト制度にて支援を行うことで、地域の環境保全と環境保全意識の向上を図る。
- 環境美化・河川景観保全推進員による環境美化推進活動や環境美化モデル地区の指定による活動を通して環境保全意識の向上を図る。
- 錦江湾岸の市町全体で海岸清掃を実施することにより、錦江湾の豊かな自然環境を保全するとともに、市民の環境保全意識の高揚を図ることを目的に錦江湾クリーンアップ作戦を実施する。
- 持続的な森林環境を形成し、維持・管理していくため、小中学校等の児童生徒に対し、「植えて、育てて、使う」といった循環する森林・林業の重要性や地域での林業の役割に関する学習、体験活動を行うことで、林業の大切さや森林を守り育てる意識を醸成する。